

感染防止対策に関する当院の取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基盤となるものです。

院内全体で、感染防止対策に取り組み、医療施設内におけるすべての人々を対象として「標準予防策」を基本とした院内感染対策の予防に努め、院内感染発生時は速やかな対応を行います。

2. 院内感染対策の取り組みについて

院内感染予防を確立し、院内感染の防止及び対策等の意思決定機関として、医療部門、看護部門、診療技術部門、事務部門を代表する職員により感染防止対策部門を設置しております。感染制御チームと院内感染防止対策委員会が協力し、院内の感染防止対策の問題点を把握し、改善点を講じるなど院内の感染対策の中核的な役割を担います。

具体的な取り組みは以下となります。

- ① 感染制御チームによる院内ラウンドを週一回実施し、現場における感染の諸問題に迅速に対応しております。
- ② 職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、最新のエビデンスに基づいた院内感染防止対策マニュアルを作成し、各部署に配布しております。
- ③ 月1回の委員会開催時に院内感染の動向や抗菌薬の適正使用について検討するとともに、多剤耐性菌や院内感染対策上、問題となる微生物の検出状況を院内周知し、具体的な院内感染防止対策の実務に取り組んでおります。
- ④ 院内感染が疑われる事例の発生時には、臨時の対策会議を招集し、感染対策の徹底、疫学的調査の実施等の感染拡大防止を行います。また、感染症法による届出が義務づけられている感染症が特定された場合は、マニュアルに従い速やかに保健所に報告いたします。
- ⑤ 全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会を年に2回以上開催しております。
- ⑥ 地域の医療機関と連携をし、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討するとともに、院内の抗菌薬の適正使用について定期的に助言を受けております。
- ⑦ 感染対策向上加算1に関わる届出をおこなった医療機関が、定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年4回以上参加いたします。当該複数の連携している保険医療機関が開催するカンファレンスに年1回以上参加し、併せて年4回以上の参加をいたします。また、年1回以上は、前述の医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加をいたします。
- ⑧ 感染症の流行がみられる場合は、ホームページ、院内におけるポスター掲示等において、患者様、来院者様への情報提供を行います。